

令和8年6月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（付託）

令和8年6月30日（火）

〔委員会の概要〕

出席委員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 委員長  | 大塚 | 明廣 |
| 副委員長 | 須見 | 一仁 |
| 委員   | 木下 | 賢功 |
| 委員   | 重清 | 佳之 |
| 委員   | 竹内 | 義了 |
| 委員   | 立川 | 了大 |
| 委員   | 岸本 | 淳志 |
| 委員   | 岡田 | 晋  |
| 委員   | 曾根 | 大志 |

議会事務局

|           |    |    |
|-----------|----|----|
| 政策調査課長    | 蔭谷 | 知子 |
| 政策調査課課長補佐 | 吉田 | 寛子 |
| 政策調査課主任主事 | 丹生 | 瞳  |

説明者職氏名

〔こども未来部〕

|            |    |    |
|------------|----|----|
| 部長         | 原内 | 孝子 |
| 副部長        | 松本 | 光裕 |
| こども未来政策課長  | 原田 | 敬弘 |
| 子育て応援課長    | 青木 | 豊泰 |
| こども家庭支援課長  | 吉田 | 恵司 |
| 男女参画・青少年課長 | 中村 | 愛  |

〔生活環境部〕

|             |       |    |
|-------------|-------|----|
| 部長          | 加藤    | 幸一 |
| 生活環境政策課長    | 林     | 耕治 |
| 労働雇用政策課担当課長 | 織田    | 崇雄 |
| 多文化共生・人権課長  | 山名由起子 |    |

〔保健福祉部〕

|                  |    |    |
|------------------|----|----|
| 部長               | 福壽 | 由法 |
| 次長（健康寿命推進課長事務取扱） | 井原 | 香  |

|               |       |
|---------------|-------|
| 地域共生推進課長      | 杉友 賞之 |
| 医療政策課長        | 藤坂 仁貴 |
| 健康寿命推進課国保運営室長 | 松浦 正治 |
| 長寿いきがい課長      | 新開 弓子 |
| 障がい福祉課長       | 杉生 忍  |

〔経済産業部〕

|        |       |
|--------|-------|
| 部長     | 小原 広行 |
| 産業人材課長 | 小山実千代 |

〔教育委員会〕

|             |       |
|-------------|-------|
| 教育長         | 中川 斉史 |
| 教育DX推進課長    | 秋山 敏二 |
| 教育創生課長      | 青木 秀夫 |
| 義務教育課長      | 宮城 佳恵 |
| 高校教育課長      | 藤本 智美 |
| いじめ・不登校対策課長 | 福多 博史 |
| 体育健康安全課長    | 國方 正一 |
| 生涯学習課長      | 宮内 計典 |

〔警察本部〕

|           |       |
|-----------|-------|
| 生活安全部長    | 田中 功  |
| 人身安全・少年課長 | 吉田 広樹 |

---

大塚明廣委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時30分）  
直ちに、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。  
まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

原内こども未来部長

理事者において説明又は報告すべき事項はございません。  
よろしくお願いいたします。

大塚明廣委員長

それでは、これより質疑に入ります。  
質疑をどうぞ。

岡田晋委員

それでは、男女参画・青少年課にお聞きします。

困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画の市町村への浸透についてです。

令和6年度に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、徳島県でも令和6年3月に困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画が策定されました。

計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間です。まず、県として女性支援の枠組みを整備されたことに敬意を表します。

しかしながら、現場の市町村では、この計画は十分に浸透していないという声が多く寄せられています。制度を知らない職員がいる、相談に来られた女性が適切な支援につながらない、こうした事例が実際に起きています。

基本計画には、市町村ごとの女性相談支援員の配置状況が明記されておらず、現場の支援体制の実態が見えにくい状況です。支援員の人数が把握されていなければ、県として必要な研修や支援を行うことも困難です。

そこで伺います。県内市町村に配置されている女性相談支援員の人数を、県として正確に把握されているのでしょうか。

中村男女参画・青少年課長

岡田委員より、県内市町村に配置されている女性相談支援員の人数についての御質問を頂きました。

困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う女性相談支援員の県内市町村における配置状況ですが、当課から市町村へ聞き取り調査を行った結果、令和8年4月時点で8市町13名となっております。

岡田晋委員

分かりました。女性相談支援員はとても重要ですので、増やす努力を行ってください。

次に、民間支援団体との連携について伺います。県は、エンゼルランプなどDV被害者支援団体に助成を行っていますが、年1、2回の会議では、市町村の窓口でこうした団体の存在や支援内容が十分に共有されていません。

支援が必要な女性が市町村に相談しても、民間団体にすぐにつながらず、孤立したままになるケースがあります。

また、先週6月25日のi女のしんぶんの記事や、徳島で講演された戒能先生の講演でも、制度の周知不足や自治体間の支援格差が指摘されています。県として、こうした専門家の指摘をどのように受け止め、改善につなげていくのか伺います。

中村男女参画・青少年課長

岡田委員より、制度の周知不足や自治体間の支援格差について、どのように受け止め、改善につなげていくのか御質問を頂きました。

岡田委員が御指摘の制度の周知不足、自治体間の支援の格差につきましては、県内においても各市町村の支援体制に進捗状況の違いがございまして、支援を必要とする女性がど

こにいても支援につながるような支援体制を整備していくことが今後の重要な課題であると認識しております。

このため、県においては、まず市町村の状況を把握するため、昨年度、圏域ごとに市町村担当者会議を開催し、女性支援事業や相談に係る現状、課題について聴取したほか、相談窓口の設置や女性相談支援員の必要性について情報共有を図りました。

このことにより、市町村におきましては、女性支援のための相談機能を担うという役割を改めて認識いただくとともに、県といたしましても、こども女性相談センターはもとより、市町村、関係機関との横の連携強化が支援体制の構築において非常に重要であることを再確認いたしました。

これを踏まえまして、市町村を含めた関係機関同士の顔の見える関係を構築するため、昨年度中に県、市町村、関係機関及び民間団体等を構成員とする徳島県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の下に、実務者会議を設置し、担当者レベルで支援に関する情報共有や協議を行うこととしたところでございます。

岡田晋委員

分かりました。

困難な問題を抱える女性はDV、性暴力、貧困、孤立など、複合的な課題を抱えています。だからこそ、県の基本計画は市町村の現場で確実に機能することが不可欠です。

市町村の支援体制の把握、周知徹底、民間団体との連携強化を進め、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の実効性を高めていくため、県全体としてどういったことに取り組まれるのか、お聞かせください。

中村男女参画・青少年課長

岡田委員より、県全体としてどのようなことに取り組むのかという御質問を頂きました。

困難な問題を抱える女性への支援についてはDV、貧困、孤立など、複合的な課題に対応するため、包括的な支援体制の構築が必要となっております。

県では今年度、多様化、複雑化する行政だけでは対応が難しい問題に対して、きめ細かな支援を行っている民間団体の先進的な取組に対する財政的な運営支援を行うとともに、市町村に対しましても、それぞれの地域で活動する民間団体との協働が円滑に進むよう働き掛けを行ってまいります。

具体的には、昨年度設置した実務者会議において、市町村や民間団体、関係機関のそれぞれの取組について情報共有し、連携の促進を図ったところですが、今年度も中央、南部、西部の3圏域での実務者会議を開催する予定としており、市町村職員を対象とした研修について情報共有と受講勧奨を行い、各市町村における職員の資質向上を図るとともに、より専門的な対応を要する事案につきましては、適切な支援機関へ円滑につなぐことができるよう関係機関との連携を一層強化してまいります。

岡田晋委員

分かりました。

困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画においては、市町村のニーズ

を踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進しますとあります。今年度の取組としては、市町村に積極的に動いていただくことが重要ですが、その方策をお聞きします。

中村男女参画・青少年課長

岡田委員より、県の方策について御質問を頂きました。

市町村に主体性を持って動いていただくためには、支援体制の整備に向けた課題や負担を軽減し、取組を促進する情報提供と支援が不可欠であると認識しております。

情報提供といたしましては、実務者会議の場を活用し、相談対応のノウハウを提供するだけではなく、既に女性相談支援員を配置しているほかの自治体における対応事例の情報を積極的に横展開したいと考えております。

また、財政負担や人員確保の問題につきましては、国の補助事業等を最大限活用できるよう、手続きに関する丁寧な周知や技術的支援を行ってまいります。

県といたしましては、引き続きこうした財政面、技術面での支援や情報提供、関係機関とのネットワーク強化を図ることで、各市町村が地域の実情に応じた支援ができるよう、粘り強く働き掛けていきたいと考えております。

岡田晋委員

分かりました。

どの地域であろうとも、女性支援のニーズは必ずあります。基礎自治体である市町村において女性支援の中核を担う女性相談支援員の養成と適正な配置は喫緊の課題ですが、その施策を県内全体に広げるのは県の役割ですので、今年度の取組を期待します。年度末の委員会で取組の成果をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、いじめ・不登校対策課とこども家庭支援課にお聞きします。

不登校児の支援策について、県内でも不登校児童生徒の数は年々増加しており、8年連続で過去最多となっています。文部科学省の調査でも全国的に過去最多の更新が続いています。

本県における不登校児童生徒の現状、特に増加傾向や学びの場の確保に関する課題をどのように認識しているのかお伺いします。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、岡田委員より、本県における不登校児童生徒の現状、特に増加傾向や学びの場の確保に関する課題の認識について御質問を頂きました。

令和6年度の国の調査によりますと、県内の不登校児童生徒数は小中高合わせ2,036人であり、8年連続で増加して過去最多となっております。

一方で、増加率は前年度の12.3%から4.4%へと低下しており、これまでの対策に一定の効果が出始めているものの、全体数が減少に転じるまでには至らず、引き続き迅速な対応が必要であると認識しております。

増加の要因には、コロナ禍以降の登校に対する意識の変化や生活リズムの不調、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援体制など、全国と同様の複雑な課題が背景にあると考

えております。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づき、児童生徒の状況に応じた多様な学習活動や休養の必要性を踏まえると、学校以外の場も含めた多様で適切な学びの場を確保することは極めて重要であります。

県教育委員会では、増え続ける不登校児童生徒支援として校内教育支援センターの設置促進や教育支援センターの機能強化、フリースクールとの連携による不登校支援など、一人一人の状況やニーズに応じた多様な学びの場の確保に取り組んでいるところです。

さらに、学校に行きたくても行けない生徒を対象に令和9年4月、徳島県立学びの多様化学校を開校することといたしました。

今後不登校を生まない環境づくりを図るとともに、多様な学びの場の確保にしっかり取り組んでまいります。

岡田晋委員

分かりました。

そういった中、学校に通うことが難しい子供たちや不登校の子供たちが、学んだり過ごしたりできる民間の学び場としてフリースクールがあります。

出席やカリキュラムに自由度があり、子供のペースに合わせて学習や活動を行えるのが特徴です。

県内のフリースクール等の民間施設の場所と数、利用者数、そして、県として把握している課題について現状を説明してください。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、フリースクールの場所や数、利用者数、課題について御質問がございました。

フリースクールにつきましては、一般的に不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行う、自主性・主体性の下に設置・運営されている民間施設でございます。法令に基づく設置基準等はなく、行政による管理監督権限等があるものではありません。

そのため、設置運営に当たって許可や届出といったものはございませんが、不登校児童生徒に対する支援充実を図るために、県教育委員会いじめ・不登校対策課が設置をします徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会の趣旨に賛同し、連携しているフリースクール等の民間団体数は、令和8年4月末時点で5市8町に19団体あり、また利用者数については、令和7年度末時点で小中学生では約100名と伺っております。

また、フリースクールに関しまして把握している課題といたしましては、令和7年2月に不登校の子供と保護者に対しアンケートを実施しましたところ、フリースクールに通うことの課題といたしまして、経済的な負担が大きいという回答が割合として最も高く、次いで保護者の仕事との両立が難しいという回答がございました。

また、運営者からは、スタッフの確保や学校との連携について課題があると伺っているところでございます。

岡田晋委員

分かりました。

学校以外の学びの場を確保することは、子供の教育を受ける権利を保障する上で不可欠です。

本県として、フリースクール等を学びの選択枝の一つとして位置付け、支援の必要性をどのように考えているか伺います。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、岡田委員より、フリースクール等を学びの選択枝の一つとして位置付け、支援の必要性をどのように考えていくのかという御質問を頂きました。

不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外の学びの場を確保することは重要であり、フリースクール等の民間施設も児童生徒が安心して過ごし、自己肯定感を育む大切な選択枝の一つであると認識をしております。

県教育委員会では、フリースクール等と連携し、不登校児童生徒への効果的な支援を充実させるため、徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会を設置しており、学校や教育支援センター、民間施設等の関係者が定期的に協議、情報共有を図り、連携の強化に取り組んでいるところです。

県教育委員会といたしましては、引き続きフリースクール等の民間施設をはじめとする関係機関とのより一層緊密な連携を図りつつ、児童生徒一人一人のニーズに応じた多様な学びの場の選択枝を適切に確保し、必要な支援を行っていくことが重要であると考えております。

岡田晋委員

分かりました。

学校に通えない子供たちの学びの場としてフリースクール等の民間の学習支援施設が重要な役割を果たしていますが、現状では県としての公的支援が十分ではありません。

千葉県では不登校児童生徒の多様な学びの場を支援するため、令和8年度に千葉県フリースクール活動支援事業補助金を創設し、フリースクールの活動費等の一部に上限額100万円を補助しています。

こうした先進・先行事例を踏まえ、本県においても学校に通えない子供の学びの保障としてフリースクール補助制度の創設を検討するべきと考えますが、見解をお聞かせください。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、フリースクールの補助制度の創設について御質問がございました。

当課におきましては、これまでこどもの居場所づくりの一環として不登校の子供の支援に取り組んでおり、昨年度には国庫補助を活用し、学校と連携した学習支援に取り組むフリースクールを支援するとともに、「こどもの居場所」共創フォーラムを開催し、不登校の若者やフリースクールの活動発表を通じて取組の共有を図ったところでございます。

引き続き、岡田委員が御提案の千葉県をはじめとした全国の先進事例を研究するとともに、県教育委員会では実施されております、学びの多様化学校の設置や不登校のこどもの居

場所、こどもステーションとくしま、また、こども未来部におきまして徳島駅クレメントプラザ内のtoku-Noix（とくのわ）に開設するこどもの居場所等の取組における実績や効果を見極めながら、有効な手段について研究してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

分かりました。

不登校児童生徒の増加が続く中、学校以外の学びの場を支えることは急務です。県として、フリースクール等の民間施設との連携強化や保護者への経済的支援を含めた総合的な支援策を検討し、方向性を示してもらいたい。

千葉県の先行事例は、自治体が主体的に不登校支援に取り組むモデルとして参考になります。本県でも子供たちの多様な学びを保障するため、フリースクールへの支援制度創設を強く要望しておきます。

最後に、子育て支援課に妊娠を望む県民を支えるプレ妊活支援について伺います。

近年、妊娠前から健康状態を整えるプレコンセプションケアが全国的に広がりつつあります。

特に茨城県では、夫婦を対象にしたプレ妊活健診を無料で提供し、妊孕性の把握だけではなく性感染症、生活習慣、甲状腺機能など、妊娠に影響する幅広い項目を包括的にチェックする仕組みを導入しています。

本県では、令和5年12月から妊娠を希望する夫婦を対象に、自身の妊娠する力、妊孕力を知るために受ける不妊検査費用の一部を妊孕性検査支援事業として、夫婦一組1回限り2万5,000円を助成しています。一回限りであり、未婚者や若者、若年層へのアプローチ、プレコン教育の要素には十分とは言えません。

出生率の低下が続く本県において、妊娠を望む県民を早期から支える仕組みの強化は急務です。徳島県は妊孕性検査の助成にとどまり、予防的アプローチや教育的要素が弱い。

出生率低下が続く中、徳島県も無料健診化、未婚者への拡大、プレコン教育の強力な強化など、より積極的な制度拡充が必要だと考えます。

そこで、何点か伺います。

1、茨城県のように妊孕性検査を無料化する考えはあるか。経済的理由で検査を受けられない若い夫婦を支援するためにも、無料化は大きな効果が期待できます。

2番目として、未婚者や若年層への対象拡大を検討するべきではないか。妊孕性は年齢を重ねるとともに低下するため、結婚前の段階で自分の体を知ることが重要です。

3番目として、プレコンセプションケアの普及を学校教育、企業、医療機関と連携して強化するべきではないか。

4番目として、助成額の拡大や複数回数受診の仕組みを検討する考えはあるか。ライフステージに応じた再検査が必要なケースもあります。

以上、検査費用の無料化、検査対象の拡大、普及啓発の強化、助成額の拡大の4点について見解をお聞かせください。

青木子育て応援課長

ただいま、岡田委員より、本県の妊孕性検査支援事業につきまして、御質問いただきま

した。

まず、検査費用の無料化と助成額の拡大についてですが、現在の助成額である2万5,000円につきましては、妊孕性を知るための不妊検査の基本的な検査を行った場合に掛かる費用として設定をしたものでございますが、昨年度の助成実績では平均費用が約3万円で、助成額である2万5,000円未満は件数ベースで36%となっております。

これは、不妊検査を進める中で医師が別途必要と認めた場合に受ける性感染症検査や、抗精子抗体検査が必要な方につきましては、助成額を超えてしまうケースが多いものと認識をしております。

そして、検査対象の拡大についてですが、本事業は妊娠を希望する方が早期に、より専門的な検査や不妊治療に取り組むことができることを目的としているため、対象者を夫婦としているところでございます。

今後、他県の取組状況等も参考に、費用などの在り方につきまして研究をしてまいりたいと思います。

また、若い世代が適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠や出産を含めた将来の健康を考えることは重要であると考えていることから、御質問いただいた普及啓発の強化については、県におきましてはプレコンセプションケアの積極的な普及啓発を行ってまいりたいと考えております。普及啓発に当たりましては、岡田委員の御提言の通り、今後、教育委員会や医療関係者の皆様などと連携を図ってまいります。

県におきましては、今後とも妊娠、出産を希望する方の支援の充実と、若い世代へのプレコンセプションケアの推進に取り組んでまいります。

岡田晋委員

分かりました。

3年前に創設した事業ですので、見直す必要があると思い、質疑させていただきました。先進事例は全国に数多くあります。全国の先進事例と比較すると無料化、教育、若年層支援の3点で遅れがあります。

出生率の低下が続く中、妊娠前からの包括的支援へと政策転換すべきだと考えます。また、本県が若い世代の希望を支え、安心して子供を産み育てられる社会を実現するためにも、妊娠前からの支援体制を強化し、どこにもない、日本一のプレ妊活支援制度へと改定いただくことを強く要望して質疑を終わります。

岸本淳志委員

鳴門教育大学の敷地内に来年4月に開校予定の学びの多様化学校について、関心のある児童生徒や保護者も多いと思いますので、開校に向けた現在の進捗状況について教えていただけたらと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

岸本委員より、県立学びの多様化学校の開校に向けた現在の進捗状況について御質問を頂きました。

県教育委員会では不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、令和9年4月に鳴

門教育大学の敷地内に県立中学校として学びの多様化学校を開校することとし、現在、準備を本格化させております。

具体的には、県立学びの多様化学校の設置に向けて、機動的に協議を行うための連携体制を整備し、円滑に遂行していくことを目的に、鳴門教育大学と教育課程や教員研修、施設、管理等の五つの検討ワーキンググループを設置し、具体的な協議を進めているところです。

施設整備の進捗状況につきましては、基本設計に関する協議や実施設計の作成を終えておりますが、今議会で新築工事の請負契約について御承認を頂きましたら、速やかに工事に着手し、令和9年2月下旬の完成を目指してまいります。

また、校名については、令和8年5月に広く県民に公募し、多くの応募を頂きました。現在、決定に向けた手続を進めており、7月中旬に決定、公表したいと考えております。

さらに、7月18日、21日、22日には児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とした学校説明会を開催するなど、生徒募集を進めてまいります。

今後も令和9年4月の学びの多様化学校開校に向けて、しっかり取り組んでまいります。

岸本淳志委員

分かりました。

開校に向けて様々な準備が進められているということですが、学びの多様化学校はどういった生徒を対象にしているのか詳しく教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、岸本委員より、学びの多様化学校の対象生徒について御質問を頂きました。

徳島県立学びの多様化学校は中学校として設置しまして、定員は各学年20名の合計60名程度としています。

学区は県内全域で、学びの多様化学校への転入学の対象につきましては、徳島県内に住所を有する児童生徒、不登校状態又は不登校傾向にある児童生徒、県立学びの多様化学校で学びたいという思いのある児童生徒とし、この全てに該当する児童生徒のうち、教育委員会が認めた者としています。

岸本淳志委員

不登校及び不登校傾向の生徒が対象ということですが、学びの多様化学校では、どういった教育を行っていくのか教えていただけたらと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

学びの多様化学校で行われる教育内容について御質問を頂きました。

学びの多様化学校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を行うことができる学校で、不登校の児童生徒が自分のペースで安心して学べる環境を整えるため、大変有効であると考えております。

徳島県立学びの多様化学校では、不登校を経験した児童生徒たちの登校へのハードルを下げるため、朝のスタートを9時30分とし、ゆったりと登校できる時間を設定いたします。

また、授業時数を削減するとともに、1コマ45分とし、15時頃には下校できる、生徒の心身への負担が少ないスケジュールを考えております。

削減した内容については、独自に創設した新設教科等で補うとともに、児童生徒の心のケアや個別最適な学びの時間に充てる予定です。

新設教科につきましては、臨床教育学に基づく心の三大栄養素といわれる、自信、希望、仲間を育むことを目指し、心の健康科、表現科、自然体験・防災科の3教科を想定しています。

少人数の小さなコミュニティの中で、個別最適な学びと協働的な学びのバランスを取りながら、一人一人にきめ細やかに寄り添う教育を展開してまいります。

岸本淳志委員

分かりました。

生徒の募集は今後どういうふうに行っていく予定なのか、また、転入の手続について教えていただければと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

生徒の募集、転入学の手続について御質問を頂きました。

県立学びの多様化学校で学ぶためには、在籍校から転入学することになります。学びの多様化学校は他校と教育課程が異なり、遠方からの通学となる場合もあるため、何よりも児童生徒のここで学びたいという主体的な気持ちが大切であると考えます。

転入学の手続については、6月23日に転入学の手引を市町村教育委員会及び各学校に送付するとともに、県のホームページで公表するなど広く周知をしているところです。

7月中旬に児童生徒、保護者、学校関係者等に転入学の手引等の内容を含む学校説明会を開催し、円滑な転入学の手続が進められるよう取り組んでまいります。

具体的な転入学の手続につきましては、本校への転入学が本人にとって最適な選択肢であるか慎重に判断し、納得して進路を選択できるよう、現地見学会や学校体験、教育委員会との面談等の機会を設けています。

転入学の決定については、学校説明会をはじめとする体験入学や面談等の実施を通して教育委員会で判断し、令和9年2月に転入学生を決定する予定です。

岸本淳志委員

分かりました。

続きまして、先日発表されたある民間調査でデータが示されました。18歳から29歳の未婚男女のうち、子供を望まないと回答した割合が6割を超えるというもので、特に注目すべきは、女性の割合が64.7%に達して過去最高になるとともに、2018年の調査開始以降、初めて男性を上回ったということでございました。

こうした背景には、経済的な負担やキャリアに支障が出るという若者が増えており、その結果、将来子供を望む年齢も後ろ倒しになるなど、更なる少子化を招く負の連鎖に陥っていると考えております。

一方で、先ほどの調査では、全体の6割が学生時代など若い時に妊娠・出産を含め、将

来に関する正しい知識を得ておきたかったと、知識準備不足であったことを後悔する声もありました。

そこで、若い段階から自分自身の将来設計を考え、妊娠・出産を含め知識を得る機会を提供すべきと考えますが、県における取組を伺いたいと思います。

青木子育て応援課長

ただいま、岸本委員より、若い世代の将来設計に係る県の取組につきまして御質問を頂きました。

若い世代の価値観の変化や多様な考え方などにより、結婚・妊娠・出産・子育て・仕事といった様々なライフステージにおける選択肢が広がる中、自らの人生をどのようにデザインしていくかについて、自分なりの希望や選択肢を思い描き、実現するためには、必要な情報や意見を得られる環境が重要であると認識しております。

また、県こども計画を策定するに当たって、令和6年度に実施した中学校でのワークショップでは、子供たちから結婚すると自由な時間がなくなるとか、子育てに関する支援が少ないイメージがあるなど、結婚・妊娠・出産や子育てへのネガティブな意見が多くあったところでございます。

こうしたことを踏まえまして、県におきましては、こども計画がスタートした昨年度より、将来に対する漠然とした不安を軽減し、仕事だけでなく結婚・妊娠・出産・子育てといった将来のライフイベントに夢や希望を持って将来設計ができるよう、若い世代へのライフデザイン支援に取り組んでいるところでございます。

具体的には、高校生や大学生、新社会人を対象としたライフデザイン講座を開催しておりまして、将来のライフイベントに対する必要な知識の提供等、ワークショップを実施しているところでございます。昨年度は125人の方に参加いただいています。

また、こうした講座に参加しなくても、パソコンやスマートフォンなどから自分の年齢や希望する就職・結婚・子育てなどの希望を入力することで将来設計が見える化し、それらに伴うコストや国や県の支援策をライフステージごとに紹介し、将来を具体的にイメージできる専用のサイト、とくしまライフデザインシミュレーションを本年4月に立ち上げておりまして、関係部局と連携しPRに努めているところでございます。

あわせて、先ほど述べました若い世代へのプレコンセプションケアの推進も図ってまいりたいと考えております。

県におきましては、結婚や妊娠を望む、望まないにかかわらず、若い世代が早い時期から自らの将来に対する知識を得て人生の選択の幅を広げられるよう、ライフデザイン支援に取り組んでまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

分かりました。

同調査では、未婚男女の出産や育児を不安視する理由として、男女間に大きな意識の差があることも指摘されております。

経済的な不安については、男性が63.2%に対して女性が71.7%。仕事のキャリアの支障についての不安は、男性が51.2%に対し女性が61.4%。いずれも、女性側が強い不安を抱

えております。

仕事のキャリアと妊娠、出産のタイミングが重なることで、結果的に子供を諦めざるを得ない状況になっているのではないかと。また、若者や女性から選ばれ、安心して子供を産み育てられる社会環境を整備していくことが必要でないかと考えますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

青木子育て応援課長

ただいま、岸本委員より、安心して子供を産み育てられる環境整備につきまして御質問を頂きました。

少子化、人口減少が深刻化する中で若者や女性から選ばれるためには、男女が共に仕事と家庭を両立でき、協力しながら家事、育児を行う共働き・共育てを推進していくことが必要であると認識しております。

県におきましては、共働き・共育てを経済労働団体と行政が協力して応援する機運を醸成するために、令和7年3月に「共働き・共育て」オール徳島共同宣言を行うとともに、女性に偏る家事、育児の負担を軽減するため、男性の育休取得促進や代替人員の確保など、子育てしやすい職場づくりに取り組む中小企業向けの奨励金の支給を実施しております。

また、仕事と家庭の両立には、企業の経営層にも御理解いただく必要があることから、働きやすい職場づくりのための取組手法や企業に与えるプラスの経営効果を伝える経営層向けセミナーを開催しているところでございます。

仕事と家庭の両立に当たっては、企業に対する専門的な助言などの伴走支援や子育てに優しい職場づくりに積極的に取り組む企業を増やすことが必要なことから、関係部局とも連携し、共働き・共育ての推進に取り組んでまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

分かりました。

少子化の原因である未婚化、晩婚化の背景になる課題が浮き彫りになった調査結果ではないのかなと考えております。

今後も、県が取り組むライフデザイン支援を進めていってほしいと思いますし、企業や経営者の意識変革も含めて、男女共に子育てしやすい、仕事が両立できる職場環境の整備と社会機運の醸成についてもしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、若い世代の結婚感や出会いの在り方が変化する中、民間のマッチングアプリでは、AIが過去のデータを基に自己紹介文を自動作成したり、チャットの頻度を分析してデートに誘うベストなタイミングを指南したりと、かつての仲人のようにお節介を焼く機能が実装され、実際に、デート率や交際率が高まっているといえます。

県では、結婚支援センターマリッサとくしまを運営し、1対1のマッチングなどを実施していますが、AIの活用状況はどうなっているのか教えていただけたらと思います。

青木子育て応援課長

ただいま、岸本委員より、本県の結婚支援の取組におけるAIの活用状況につきまして御質問を頂きました。

マリッサとくしまでは、1対1のお引き合わせを行うマッチングシステムやスキルアップセミナーなどを通じて結婚支援を行っているところでございます。

マッチング会員の登録時にセンター職員が自己紹介文や作成のアドバイスを行うほか、当日のお引き合わせから交際、結婚までをフォローする阿波の縁むすびサポーターによるきめ細やかな伴走型支援を行っております。

本県のマッチングシステムにつきましては、お相手のプロフィール検索機能に加えまして、相性診断の機能と会員の行動履歴を蓄積したビッグデータを連携させまして、その方に合う可能性のある異性をプッシュ型で通知し、お相手探しをサポートしており、デジタル技術の活用にも積極的に取り組んでいるところでございます。

#### 岸本淳志委員

マリッサとくしまの職員の皆様や阿波の縁むすびサポーターによる人的支援は大変有難い一方で、今の若い世代の方々にとっては、対人間よりも客観的なデータに基づくAIからのアドバイスのほうが、心理的にハードルが低く、受け取りやすいという側面もあると考えております。若い世代の出会いを後押しするためには、こうした民間の動向も注視すべきと考えますが、県として今後どのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思っております。

#### 青木子育て応援課長

ただいま、岸本委員より、民間サービスを踏まえた今後の県の取組につきまして御質問を頂きました。

AIを活用した客観的なアドバイスが、恋愛に奥手な方やコミュニケーションに悩む若い世代の背中を押す有効なツールになり得るという点につきまして、当課としても有効であると認識しております。

行政が行うマッチングシステムへの生成AI導入につきましては、他県においても現時点で導入事例はないところでございますが、若い世代のニーズに寄り添った支援の在り方を検討していく必要があると考えてございます。

県におきましては、開設から10年を迎えるマリッサとくしまの取組の充実に向けまして、現在、民間事業者や大学生などを交えたワーキンググループ形式での意見交換を行っているところでございます。こうした場を活用するなどいたしまして、当事者である本県の若者やマリッサとくしまの利用者がどのような意識や今後のニーズを持っているのか深掘りしてまいりたいと考えています。

あわせて、民間のマッチングサービスの進化であったり、ほかの自治体の動向などの事例研究も進めてまいりたいと考えております。

#### 岸本淳志委員

分かりました。

こうしたアプリは時間や労力の効率を重視する若い世代の価値観と非常に親和性が高く、当たり前の選択肢になっているのではないのかなと思っております。

一方で、利用に興味はあるものの、恐怖心から一歩踏み出せない若者も少なくないと考え

えます。他県では、こうしたアプリの利用方法などを学ぶ初心者向けのセミナーを開催している例もありますので、本県においても現代の欠かせないツールと捉えて初心者が抱える不安の解消に取り組んでみるというのはどうでしょうか。

青木子育て応援課長

ただいま、岸本委員より、民間のマッチングアプリの利用と利用に関しての県の関わり方につきまして御質問を頂きました。

令和6年度にこども家庭庁が実施した調査におきましては、結婚相手との出会いのきっかけとして、約4人に1人がマッチングアプリと回答しており、現在では主要な出会いのツールになっていると思われます。

一方で、岸本委員がお話しのとおり、国の調査におきましても、使ってみたが怖くなった、会うところまでの利用にならなかった、利用に抵抗を感じるといった御意見も紹介されております。

また、先ほど申し上げました県のワーキンググループにおきましても、会うとなると不安や怖いという感情がある、また、積極的に行けない人には難しいだろうといった御意見も頂いているところでございます。

こうした民間のサービスには、気軽さや価格に応じた手厚いサービスなどのメリットがある一方で、県が関わることで安心感といった利点があると思っております。

民間と行政の役割分担の上、それぞれの得意な分野を組み合わせ、両輪で結婚を後押ししていくことが何よりも重要であると考えておりますので、岸本委員がお話しのアプリの利用方法に関するセミナーにつきましても、当事者である若者の声を聞きながら、今後検討してまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

分かりました。

県が結婚支援事業を実施することについての意義は、行政が結婚を公的に支援することで、結婚を希望している方が安心して結婚への一歩を踏み出せるようになることであると考えております。

他県の動向や民間サービスの進化をしっかりと研究していただいて、若者の出会いを後押ししていただきたいと思います。

そして次に、こどもの居場所について伺います。

夏休み期間中の子供の支援について伺いさせていただきたいのですけれども、経済的に困難な状況にある家庭において、夏休み期間中、学校の給食がなくなって子供が十分な食事を取れなくなってしまうという話を伺うことがあります。

これから夏休みを迎えるに当たって、こども未来部では補正予算の「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援事業を活用し、どのように子供の支援について取り組んでいくのか教えていただきたいと思います。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、夏休み期間中における子供の支援につきまして御質問がございました。

岸本委員がお話しのとおり、長引く物価高等を背景といたしまして、学校の夏季休業期間中における子供の健康や生活環境の悪化、食事機会の確保に対する懸念が高まっているところでございます。

国におきましても、各自治体に対しまして、夏季休業期間中の子供を切れ目なく支える取組を推進するよう求めておりまして、この度、国の要請に呼応し、夏季休業期間中の子供の孤立や健康リスク等を防ぐとともに、地域における子供の支援ネットワークを強化するため、6月補正予算といたしまして、こども食堂等が連携して実施する食事提供等に要する経費を補助いたします、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援事業の御審議をお願いしているところでございます。

あわせて、7月3日から9月30日までを「こどもの居場所」集中開催期間と位置付けまして、こども食堂をはじめ、こどもの居場所運営者の方々に対し、期間中の積極的な居場所の開催と、県と連携した情報発信への御協力と呼び掛けているところでございまして、共同メッセージ「ひとりじゃないよ!みんな居るけん!」の下、運営者の方々と共に地域で子供を見守る居場所の存在を発信してまいります。

岸本淳志委員

分かりました。

食事が十分に取れていないなどで困難な状況になっている子供たちが、こども食堂に参加した場合、しっかりと適切な支援につながる体制があるのか教えていただけたらと思います。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、困難な状況にある子供をどう適切な支援につなげていくのかという御質問を頂きました。

県におきましては、こども食堂をはじめ、こどもの居場所を子供が安全安心に過ごせる地域の拠り所として、運営者の方々の主体的な取組を支援しているところでございまして、こども食堂の中には食事が十分に取れていないなど経済的に困難な状況にある子供や家庭に対し、フードパントリーや宅食といったサポートを実施している場合もあると伺っております。

また、周りの大人が子供のSOSに気付くことができるよう、この度、こどもの居場所づくりガイドブックを作成し、気付きの視点について周知を図りますとともに、児童福祉の有識者を居場所に派遣いたしまして、具体的な支援の手法について助言を行っており、運営者が活動を通じて把握した子供の状況について対応を悩まれる場合には、各市町村の児童福祉所管課へ御相談いただくこととしております。

現在、各市町村におきましては、母子保健及び児童福祉機能が一体となったこども家庭センターの設置を進めておりまして、支援が必要な子供と家庭についての情報共有や両部門における連携、協働を通じまして、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行う体制を構築し、管内の状況把握と支援を行っているところでありまして、こども食堂など、こどもの居場所についても地域資源の一つとしてこども家庭センターと連携し、可能な範囲で地域における見守りを担っていただくこととなります。

また、全ての市町村に設置されております、支援が必要な子供たちへの支援内容を協議する要保護児童対策地域協議会に、県からは児童相談所の職員が参加しており、県と市町村が一体となって対応しているところでございます。

今後とも、運営者の方々の御協力を頂きながら市町村と連携し、子供が地域で安心して健やかに育つことができる環境づくりに取り組んでまいります。

岸本淳志委員

市町村の体制及びこどもの居場所の役割について承知いたしました。

運営者の方々は物価高騰の中、ボランティアで尽力されておりますので、県においては夏休みの子供を見守る活動が安定して行われるため、できるだけ早く運営者の方々に支援を届けられるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入るのですが、自転車のヘルメット着用が努力義務化され、3年ほどたちますけれども、現在の県内の高校生のヘルメットの着用率はどうなっているのか教えていただけたらと思います。

國方体育健康安全課長

ただいま、岸本委員より、高校生のヘルメット着用率はどうなっているのかという御質問を頂きました。

本年5月に実施しました県教育委員会の調査では17.2%となっております。令和5年10月の調査では6.7%であり、この2年半ほどで10.5ポイントと、少しずつではありますが向上しております。

しかしながら、まだまだ低い状況に変わりはなく、着用率を向上するための取組を継続して行っていく必要があると考えております。

岸本淳志委員

まだまだ低い状況であるというのは分かったのですが、2年間で10ポイントほど向上したという要因には何が考えられるのか、また、これを更に向上させるために、どのような取組を行っていくのか教えていただけたらと思います。

國方体育健康安全課長

岸本委員より、向上した理由と今後の取組について御質問を頂きました。

この2年間で着用率が向上した理由といたしましては、ヘルメットの重要性が広く認識されるとともに、各学校における交通安全指導や新入生に対する啓発、生徒会を中心とした交通マナーアップ運動など、学校の実情に合わせた継続的な取組によるものと考えております。

県教育委員会では、これらの学校の取組を支援し、更なる着用率向上を図るため、令和6年度より、つなぐヘルメット着用推進アンバサダー育成事業を展開しております。

本事業は公立高校及び特別支援学校高等部の生徒がアンバサダーとなり、主体的な啓発活動を通して自転車事故による重傷化を防止するもので、令和6年7月に実施しました高校生と教育長による意見交換会での高校生の意見を踏まえて事業化したものでございます。

具体的な取組内容といたしましては、メッセージ動画の作成、モニタリングの実施、ヘルメットデザインコンテストの開催、アンバサダー交流会の開催などに取り組んでまいりました。本年度は現在、アンバサダーとして19校117名が活動を開始しております。

高校生が自らヘルメットの重要性を発信し、主体的に着用する活動の輪を広げることで着用率の向上につなげてまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

分かりました。

ヘルメットの着用率向上と並行して、自転車乗車中のマナーについても向上していくことが大切だと考えますが、いかがでしょうか。

國方体育健康安全課長

ただいま、岸本委員より、自転車乗車中のマナー向上について御質問を頂きました。

高校生におきましては、自転車通学生のマナーに対して厳しい御意見を含め、様々な声を頂いているほか、自転車乗車中の事故も多く報告されていることから、交通ルールやマナー向上への取組が必要であると認識しております。

これまでも、各高校におきまして、交通安全に必要な知識や技能の習得と意識の向上を目指し、各教科や特別活動等において安全教育を行うとともに、交通安全教室や交通危険箇所等での教職員が指導を行ってまいりました。

さらに、各高校や特別支援学校では交通マナーアップクラブを組織し、登校時の生徒による交通安全の呼び掛けや、地元警察署、地域住民と連携した交通啓発活動など、自主的な交通安全活動に取り組んでいるところでございます。

また、高校生自転車セーフティラリーを実施し、自転車警告書の交付数ゼロを目標に掲げ、自転車安全教室や交通安全キャンペーンなどの取組により、更なる安全意識の向上と法令遵守の徹底に取り組んでおります。

今後とも、県警察など関係機関と連携を密にして、自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、正しいルールやマナーについても継続的に指導し、交通安全教育を推進してまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

分かりました。

マナーのほうもしっかり向上していけるよう、併せて進めていっていただけたらと思います。

最後に、病児保育についてお伺いします。

病児保育は子供が風邪を引いたり、熱を出すなどしたとき、保護者が働いているため、家で子供を見られない場合などに病院等で一時的に預かってくれる事業であります。

私も子供がおりますし、子育てをしている周辺の皆様から、病児保育の必要性を感じる場面が結構あるというお話も直接聞きます。

そうした際に、常に予約でいっぱい、なかなか利用ができないという状況であったりとか、このような施設が県内で増えていったらいいのという御意見も伺ったりします。

そこで、お伺いさせていただきたいのですけれども、病児保育の拡充について、県として、どのように取組をされているのか教えていただけたらと思います。

青木子育て応援課長

ただいま岸本委員より、病児保育につきまして御質問を頂きました。

病気の子供を小児科の病院等に設置された専用スペースで看護師などが一時的に保育を行う病児保育につきましては、県におきましては事業の実施主体である市町村に対し、新たな病児保育施設の整備や運営に対する補助など財政的な支援を行ってきたところです。

また、利用施設の地域的な偏在といった課題があるため、事業の実施に当たりましては、複数市町村の共同実施による広域実施やファミリーサポートセンターによる事業実施などを各市町村に働き掛けてきたところ、県内では現在23の市町村におきまして病児保育の体制が整備されております。

さらに、本事業は病児が対象であることから、季節ごとに利用児童数の変動が大きい、あるいは病気の回復などによる突然の利用キャンセルがございまして、安定的な事業運営の確保が難しいという特性があるため、県におきましては、こうした課題への対応について全国知事会を通じて国へ要望してきた結果、令和5年度には、年間の当日キャンセル回数に応じた補助金加算がされる仕組みが創設されるなど、制度の一部改善が図られてきたところでございます。

県におきましては、引き続き実施主体の市町村と連携いたしまして、病児保育の充実に取り組んでまいります。

岸本淳志委員

県としては財政支援だけではなく、複数の自治体による共同での広域実施の働き掛けなど、市町村に対する支援をしてきたということで、一定の体制整備はされてきたと思います。

ただ、利用者側からすると、利用できる施設が分かりにくかったり、個別の施設に連絡をしないと予約の空き情報が分からないといった使いづらさを感じる部分がありますので、例えば、スマートフォンで空き情報が全て見えたりとか、そういったICT化によって予約完了ができればいいと思います。

そこで、今後は利便性向上についても取り組んでほしいと思いますけれども、県のお考えを教えていただけたらと思います。

青木子育て応援課長

ただいま、岸本委員より、病児保育における利便性の向上につきまして御質問を頂きました。

いわゆるオンラインでの予約システムの導入は、利用者の利便性の向上と施設側の負担軽減が見込めるものと思われます。

県におきましては、実施主体の市町村に対して先行自治体の好事例の情報提供を行うとともに、ICT化への国の補助金の活用を促すなど、今後とも様々な支援を行ってまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

分かりました。

病児保育は共働きやひとり親家庭にとって育児と仕事の両立を支える重要なインフラであると考えておりますので、県には引き続いて実施主体の市町村と連携、支援していただき、事業の更なる拡充をお願いしたいと思います。

竹内義了委員

私からは、県内の乳幼児健診の状況についてお伺いをいたします。

本会議の一般質問でも、梶原議員から5歳児健診の取組について要望がございましたけれども、実際に5歳児健診をやっていくには、県、市町村、それぞれに取り組むべきハードルは高いのだろーと思います。現状でも課題が多いものですから、そういうところをお伺いしたいと思います。

まず、県内の市町村の乳幼児健診の実施状況についてお伺いをいたします。

母子保健法第12条で必ずやらなければいけない1歳半健診と3歳児健診がございますし、このほかの任意の健診もございます。とりわけ1か月児健診、それから5歳児健診の県内の市町村の実施状況について、まずお伺いをいたします。

青木子育て応援課長

ただいま竹内委員より、県内の乳幼児健診の実施状況につきまして御質問を頂きました。

県内では、法定健診である1歳6か月及び3歳と、任意健診のうち1か月児、3から6か月児、9から11か月児につきましては、現在、全ての市町村で実施をしております。

また、同じく任意健診の5歳児健診につきましては、県内6市町で実施されている状況でございます。

竹内義了委員

法定健診、それから任意健診の中でも、県内で相当数ができているという状況ですので、引き続きできるように取組をお願いしたいと思います。現状、乳幼児健診を実施するに当たって、市町村の現場からいろいろなお声が寄せられていると思いますけれども、それをどのような形で集約をしているのか。それと、具体的にどのような声が上がっているのか、お伺いをいたします。

青木子育て応援課長

ただいま、竹内委員より、市町村の課題をどのように把握しているのか、また、どのような課題があるのかという御質問を頂きました。

5歳児健診につきましては、全国でも実施率が低く、県におきましては、市町村における課題を把握するために、令和6年度にアンケート調査を実施したところでございます。

また、この調査結果におきましては、市町村から主目的である発達評価の実施方法が分からないでありますとか、健診医や専門職の確保が難しいなどの具体的な課題が上がってきているところでございます。

竹内義了委員

今もお示ししていただきましたけれども、専門的なスタッフの確保のハードルが相当高くなりつつあります。

人口減少と高齢化は、スタッフにも及んでいますので、看護師や医師そのものが高齢化していますし、集めるのに苦労しているという現状もお伺いしています。

それから、子供たちの生活環境も昔と随分変わりつつあるということで、いろんな支援が必要な状況も健康診断の中で見極めていかなければならないし、見極められるような健診にしていかなければいけないので、御苦労があるということです。

もう1点お伺いしますけれども、いわゆる特別な配慮が必要な子への早期介入が求められていると思います。5歳児健診を含めて、乳児から5歳児まで切れ目ない対応が求められると考えますが、県の具体的な支援があれば、お伺いをしたいと思います。

青木子育て応援課長

ただいま、竹内委員から、5歳児健診を含めた切れ目のない対応について御質問を頂いております。

5歳児健診を未実施の市町村からは、主目的である発達評価の実施方法が分からないといったお声を頂いておりますことから、県におきましては、昨年度より市町村や医師などを対象にいたしました研修会を開催しまして、5歳児健診の分野で豊富な経験を持つ医師を交えまして、健診に係る事務の流れや問診、健診、判定のポイントなどの共有を図ったところでございます。

また、研修会では具体的な評価手法を学びたいといった御要望も頂いたことから、今年度の研修におきましては、健診における評価スキルの向上などを目標に内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

竹内義了委員

是非、現場の声を十分に聞いていただいて、今後の取組に生かしてほしいと思います。

5歳児健診は特別だと思しますので、今からいろいろ課題が出てくると思います。是非そういった意見、要望、お声を踏まえていただきたいと思います。

先ほどもありましたけれども、小児科医の数が県西部では減っているように見受けられます。県内の小児科医の数の推移について、増えているのか、減っているのかという状況と、県内の三つの医療圏域ごとの推移を教えてくださいたいと思います。とりわけ、西部圏域がどのような状況になっているのか、お伺いをしたいと思います。

藤坂医療政策課長

ただいま、竹内委員より、県内の小児科の医師数の推移について、また、県内の各医療圏域ごとの小児科医の推移について御質問を頂きました。

まず、小児科医の推移でございますが、国の統計でございます厚生労働省の医師・歯科医師・薬剤師統計というものがございます。こちらにつきましては、主として従事する診療科をお答えいただくものでございますが、この調査によりますと、県内におけます小児

科の医療施設の従事医師数は、調査が開始されました平成 8 年の調査で 101 人でございました。

当調査につきましては、2 年ごとに実施されておりまして、平成 10 年以降も 100 人から 110 人程度で推移をしております、直近の令和 6 年調査では 100 人となっているところでございます。

また、各医療圏域ごとの状況でございますが、直近の令和 2 年から令和 6 年の調査で見えますと、東部医療圏につきましては、70 人から 80 人程度で推移をしております、直近の令和 6 年調査では 72 人、南部医療圏につきましては、20 人強程度で推移をしております、直近では 23 人、西部医療圏につきましては、10 人弱程度ということで、直近では 5 人となっております。

医療圏別の割合の推移につきましては、各医療圏とも近年、令和 2 年以降で見えますと、大きな変動はないといった状況でございます。

西部医療圏について特にということでございますので、把握できる資料で申しますと、平成 14 年で 9 人でございましたが、それ以降 8 人、7 人と推移をしております、令和 2 年が 6 人、令和 4 年が 7 人、令和 6 年が 5 人となっております。

#### 竹内義了委員

肌感覚で思う数字と大体ニアリーイコールだろうと思います。平成 8 年の調査で 101 人だったのが、最新の調査で 100 人と小児科医自体の数は余り変わらない状況の中で、今お示しをしていただいたように、県西部の小児科医の数が減っているということで、県内には偏在があるのだろうと思っています。

その中で乳児健診の医者を確保しようということになれば、現実的には、いろんな所に声掛けをして、OB や先輩やいろんな方に入づてに頼りながら医者を確保しているという状況があります。

三好市で言えば、松山市から小児科医の先生に来ていただいている。それも、退職した保健師の方に入づてにお願いをしてやっと見つかるという状況ですし、健診に当たっていただいている看護師も三好病院の OB であつたり、市の病院の OB であつたり、それはほかのスタッフも同じで、相当苦勞をしていると。

例えば、市内近辺の歯医者でも、若い歯医者も若干増えてきておりますけれども、相対で高齢化をしていますので、近い将来、医療スタッフの確保が難しく法定の乳幼児健診も難しくなるのではないかとこの危惧を持っています。

そういう状況ですので、専門職の確保について、県として今後どのような対応が考えられるのか。お考えがあればお示ししたいと思っております。

#### 青木子育て応援課長

乳幼児健診に係る専門職等の確保につきましては、県におきましては、これまでも医療団体、また医療関係機関の皆様との情報共有や意見交換などを通じまして、健診医等の確保に向けた取組を進めてきたところでございます。

引き続き、地域のこうした状況を踏まえた御相談をさせていただきまして、市町村における 5 歳児健診を含めた乳幼児健診の実施体制整備を支援してまいりたいと考えておりま

す。

竹内義了委員

分かりました。後ほど意見は申し述べたいと思います。

乳幼児健診は子供の健康状況の把握はもとより、今となっては保護者、親御さんの生活状況や精神状況に早く気付くことができ、いろんなところにアプローチができる、相談に乗れるという、本当に大事な場所になってきています。

長く乳幼児健診に関わっていらっしゃる看護師の話を聞きますと、健診の場でそういうことに早く気づき、いろんな所に紹介ができたというのはいいいケースで、初めて会った時から心配してしまうケースが増えてきているという感触を持たれている方も多くいらっしゃいます。

そういう面で言えば、丁寧で細やかなアプローチを必要とされる御家族が増えていると思いますし、社会情勢も含めて、ひとり親で小さい子供を抱えて、働かなければ生活できないといったケースも増えていると思います。

いろんな意味で、相談に乗ったり生活環境を整えたりといったいろんなアプローチが大事だと思いますけれども、そういう事例が増えていることを県としてどう受け止めていらっしゃるかお伺いをしたいと思います。

青木子育て応援課長

ただいま、竹内委員より、健診時における保護者が抱える課題への気づきにつきまして、こうした事例が増えているのかという御質問を頂きました。

事例の増加といった定量的な把握はしてございませんが、保護者に対しましては、健診時の問診等を通じて育児不安などのニーズを探りまして、適切な支援につないでいくことが可能になるものと考えております。

竹内義了委員

国も5歳児健診の実施に関して、フォローアップ体制を地域でどう作るかというところにも力を入れるべきだという方向性を示していますので、是非、そういう県民の状況も含めて、いろんな対応を考えていってほしいと思います。

5歳児健診に特化して何点かお伺いをします。今もお話にあったように、5歳児健診の実施に当たっては、研修をしていくとか、広域連携を考えていくとかいうことが、今の段階で県に求められていると理解をしますが、市町村や、いろんな社会的意味も含めて踏み込んだ対応をしていかないと、5歳児健診の実施には行きつかないのではないかなという思いを持っています。そういったことに関して県の見解をお伺いしたいと思います。

青木子育て応援課長

ただいま、竹内委員より、5歳児健診における県の更なる支援についての御質問を頂きました。

本会議で原内こども未来部長から答弁させていただいたところでございますが、地域の実情に応じた柔軟な運用モデルといたしまして、例えば、一時的なスクリーニングとして

問診票でのヒアリングを実施し、その後、より専門的にアプローチが必要な対象者のみを抽出して、医師による健診を行うなど、医療スタッフの人員が限られている中で、健診従事者の負担がより少ないと考えられる二段階方式の試行的な導入を市町村に働き掛けるなど、地域の実情に応じた柔軟な健診モデルの構築支援に取り組んでまいりたいと考えております。

竹内義了委員

御答弁を頂いた内容ですので、そのことについては理解をしますけれども、5歳児健診でいうと、団体の中でその子がどういう動きをするかとか、団体と5歳児がどういう関係性を作っていくのだろうかという社会性の問題とか、言語がどうかとか、団体の中での個の在り方も重要な診る指針になるということでお伺いをしています。

そうした意味では、個別問診だけで把握ができることよりも、多くの人数の中で、その子がどういう立ち回りをするのかというところに注視したいという思いもございます。

なかなか簡単にできる問題ではないのだろうと思いますが、先ほども御答弁を頂きましたけれども、研修とかいろんな養成の中で、発達の具合を診察できる医師をどう養成をしていくかと、これは国も示していますので、大きなテーマだろうと思います。

それと、地域のフォローアップ体制について、地域の中で療育に対応できる所があるのかとか、身近な場所にフォローアップができるような体制がないと、なかなかその先の支援へつなげていくのが難しいという思いもあります。

今聞きました、いわゆる発達障がいの診察ができる医師の養成をどのようにやっていくのか、それから、地域のフォローアップ体制の構築に県としてどのように取り組むのかについてお伺いをしたいと思います。

青木子育て応援課長

ただいま、竹内委員より、発達障がいの診察ができる医師の養成及び地域のフォローアップ体制の構築に対する県の関わりにつきまして御質問を頂きました。

まず、医師の養成につきましては、小児発達を専門としていない医師でも5歳児健診の専門性を高めていただくため、先ほども申し上げました昨年度より実施している研修におきまして、健診に係る診察手法やポイントなどを取り入れることで、スキルの底上げを図ってまいりたいと考えております。

また、地域のフォローアップ体制構築に係る県の関与の仕方というところでございますけれども、健診に係るフォローアップにつきましては、国の通知の中で関係する保健、医療、福祉、教育の各機関の役割が示されておりまして、現状、各機関又は分野間におきまして必要な支援、連携がなされていると認識をしておりますが、今後、5歳児健診の実施市町村が増えるということを見据えまして、全国での先進事例などを参考に体制の充実に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

竹内義了委員

先ほどのお話にもありました現場で対応されているOBの方とか、現役でやっていらっしゃる方々にお伺いをすると、小児科医の確保が難しくて内科医の先生にお願いをして診

てもらうケースもままあると。その時に、内科医の先生は乳児や小さい子供を扱うのに不安を抱えることがあるという言葉も頂いたことがあるとおっしゃっていました。

専門スタッフの数自体をしっかりと確保していかないと、継続で安定的に乳幼児健診を進めていくことが難しいと思いますし、発達障がいの診察ができるお医者さんの養成というのは、そんなに一朝一夕でできるものではないと思いますので、是非、いろんな意見を踏まえながら取組を継続してほしいと思います。

乳幼児健診の受診率は高いと認識しています。恐らく100%に近い子供が、法定健診、1歳児健診、1か月健診には来られるということで、子供の成長発達の確認、それから疾患の早期発見という部分については、非常に重要な役割を果たしていると思います。

保護者の心身の健康や育児相談の機会としても、その役割は大きいので、継続的に、安定的に、将来につないでいくということが非常に大事だと思います。

保護者を含めて、私たちの子供だった頃とは家庭環境が大きく違いますから、先ほども言った、ひとり親で複数の子供を抱えながら仕事もし、精神的に不安定な状況で一人で子供を見ているという方が実際に多くいらっしゃいます。

この事業が継続的に実施できるように、是非、県のお力添えといいますか、県が主導的に医者の確保とか、そういうところに力を尽くしてほしいと思います。

一例を挙げますけれども、発達が気になる子供が健診で見つかり、保護者と相談をしながら、専門機関へ紹介をしようとしても、発達が気になる子供を診てくれる医師自体が少ないというのが現状です。西部圏域では特にそうです。

半田病院では月に2回、第2と第4金曜日に小児神経外来を構えてくれていますけれども、月に2回ですので予約がいっぱいです。健診の時に指摘を受けて、相談に行ってくださいと言われて予約を取ろうとしても、予約そのものがなかなか取れない。今言った小児神経外来に行けないという状況もございますので、県として、相談ができ、解決に向かっていろんな診療が受けられる体制の構築をお願いをしたいと思っています。

現状として、乳幼児健診の安定的な継続、充実、そして、5歳児健診がいろんな所で実施できるようになるためには、診療スタッフ、とりわけ小児科医の確保がとても大事だと思います。

少子化の克服に向けて、国を挙げていろんな施策をしていますけれども、劇的に子供の数が増えていくとは思っていません。

子供の数自体がまだまだ少なくなってくるだろうという中で、これから生まれてくる子供たち、徳島県で育つ子供たちに、いかに手厚いフォローや環境を整えて、その育ちを保障していくかが、今から大事だと思っています。

そうした意味で、地方の医師会や、いろんなところに力を借りなければなりませんけれども、何度も言いますが、人づてに健康診断のスタッフを確保していくという状況が続いているということは、大変な状況だと思います。

私は、乳児健診を続けていくことが限界に近づいていると感じています。県内に三つの医療圏域を決めていますから、せめてその三つのエリアの中で、しっかりとスタッフを担保できるような仕組みづくりや医師の確保、いわゆる乳幼児健診チームを僕は作ってもいいと思いますけれども、そういう取組を是非、県にお願いをしたい。

市町村では、そのことに相当不安を抱えながら業務に当たられている方もたくさんい

らっしゃいます。市町村の職員だけではなくて、看護師のOB、先生方、理学療法士や作業療法士、いろんな方がこの事業に当たられていると思いますので、何度も言いますけれども、そうした人たちの声も聞きながら、継続的に安定的に乳幼児健診がしっかりと県内で根付いて続けられる体制を整えていただくことを県にお願いをして終わります。

大塚明廣委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月4日火曜日から8月5日水曜日までの二日間の日程で、こども未来・安心対策に関する先進的な取組等を調査するため、長崎、福岡方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（11時58分）